

# 当医院からのご案内

## 文書料について

### ■診断書料

3,000 円

※書類に指定様式がございましたら、ご持参頂きますようお願い致します。

## 施設基準について

### 指定診療機関

#### ■保険医医療機関

#### ■難病指定医療機関・難病指定医配置医療機関

#### ■生活保護法に基づく指定医療機関

#### ■被爆者一般疾患医療機関

## 基本診療料関係

### ■夜間・早朝等加算

※土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数	50 点
	1 割負担:50 円
窓口負担額	2 割負担:100 円
	3 割負担:150 円

### ■医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術

## ■医療 DX 推進体制に係る掲示について

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ マイナ保険証の利用を促進し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ④ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑤ 医師がオンライン資格確認システムより取得した診療情報を閲覧・活用できるようにしております。

また、当院では令和8年6月の診療報酬改定に伴い、電子的診療情報連携体制整備加算3 初診【4点】再診【2点】を月に1度 算定しております。

ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

## ■ベースアップ評価料に係る掲示について

当院では、ベースアップ評価料を算定いたしております。ベースアップ評価料とは、医療に従事する職員の待遇改善を進め、安定的な医療提供を継続することを目的として、国が設けた仕組みです。

ご負担額について：本評価料の算定に伴い、保険診療の自己負担分がわずかに増える場合があります。会計時の明細書等に「ベースアップ評価料」等の項目で記載されます。本評価料による収入は、制度の趣旨に沿って、職員の賃金改善・人材確保に充て、診療体制の維持・向上につなげてまいります。ご理解とご協力下さいますようお願い申し上げます。

## 特掲診療料関係

### ■コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

	初診料： 291 点
基本診療料	再診料： 75 点
	明細書発行体制加算： 1 点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

## 個人情報保護に関する揭示

当院における個人情報の利用目的

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお申し出下さい。

- ① 当院が患者に提供する医療サービス
- ② 医療保険事務
- ③ 患者に係る当院の管理運営業務
  - ・会計・経理
  - ・療事故等の報告
  - ・該患者の医療サービスの向上
  - ・その他、当院の管理運営業務に関する利用
- ④ 他の事業者等への情報提供
  - ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
  - ・他の医療機関等からの照会への回答
  - ・患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・ご家族等への病状説明
  - ・その他、患者への医療提供に関する利用
- ⑤ 療費請求のための事務
  - ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関するよびその委託
  - ・春査支払機関へのレセプトの提出(適切な保険者への請求を含む。)
  - ・客査支払機関又は保険者への照会
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会、照会への回答
  - ・その他、医療・介護・労災保険および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- ⑥ 事業者等から委託を受けて行う健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ⑦ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 当院の教育
  - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑨ 外部監査機関への情報提供

#### 付記

- 1.のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

本間眼科 管理者(院長)：本間 啓藏